平成２９年（フ）第１２８号
盛岡市西青山３丁目24番12号
債務者　高橋千代子
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１０４号
群馬県渋川市渋川1250番地８　下郷県営住宅1996―Ｂ棟1201号
債務者　小池枝美子
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１０７号
群馬県前橋市富士見町時沢1082番地
債務者　竹内　優介
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１１１号
群馬県前橋市西片貝町２丁目372番地　ラ・ブローテ　206号
債務者　張本賢美こと　張本　真澄
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１１６号
群馬県吾妻郡草津町大字草津201番地１
債務者　川岸二三子
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１２３号
群馬県伊勢崎市大手町10番12号　アーバンコート　レガロ102
債務者　小野寺裕也
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１２６号
群馬県伊勢崎市豊城町1482番地16
債務者　大塚　元気
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１２９号
群馬県伊勢崎市曲沢町246番地４　ハイツ曲沢Ａ104
債務者　池田　一夫
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１３１号
群馬県前橋市小相木町626番地１　第一ひいらぎマンション　302号
債務者　黒澤　和見
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第９２号
群馬県高崎市飯塚町1406番地　アルタ・エクセレンテＮ103号
債務者　関口　淳一
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１９０号
千葉市花見川区横戸町1583番地53
債務者　佐々木　泰
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２３０号
千葉県市川市中山１丁目21番16号　（ポルクⅢ203号）
債務者　小俣　智徳
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１１号
愛知県一宮市萩原町東宮重字蓮原24番地１　新和楽荘
債務者　石岡　達雄
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第４０２号
京都市伏見区桃山町立売21番地10
債務者　川那辺麻矢
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４３０号
京都市右京区太秦藤ケ森町35番地１
債務者　北村武雄こと　李　　京浩
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５３６号
京都市西京区大原野東竹の里町１丁目１番地７棟108号
債務者　岡﨑　幸雄
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２３２号
大阪府柏原市玉手町24番５―605号　メゾン・ド・玉手
債務者　梅本　拓郎
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３０３号
大阪府河内長野市木戸３丁目23番５－２号
債務者　萩尾はるか（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係